

大分市で児童手当の新規申請をする者

青字は所定の様式があります

手続きが必要な場合（例）	手続き	必要なもの
(1) 第1子が出生した場合 (2) 児童手当の受給者が大分市に転入した場合 (3) 児童手当の受給者が公務員を退職した場合 (4) 施設退所や里親からの家庭引き取りにより児童を監護するようになった場合 (5) 児童の父母が離婚協議（調停・裁判）中で別居しており、児童と同居している者に受給者交代する場合 (6) 児童の父母が離婚・別居しており、児童と同居している者に受給者交代する場合 (7) 家庭内暴力等により児童と避難している者に受給者交代する場合 (8) 現受給者が監護要件を満たさなくなり、配偶者等に受給者交代する場合（現受給者の逮捕・拘禁、行方不明・遺棄、死亡等） (9) 児童手当の受給者と婚姻し、当該者の子と養子縁組を行い、受給者交代する場合 (10) 主たる生計維持者の変更により、父母等のうち所得が高い者へ受給者交代する場合 (11) 現受給者が国外転出することとなり、国内に残った配偶者等に受給者交代する場合 (12) 国外在住だった児童の父母等が、帰国して大分市に住民票を置いた場合 (13) 国外在住だった児童が、帰国して国内に住民票を置いた場合 (14) 未成年後見人や父母指定者（国外にいる児童の父母のかわりに国内でその児童の監護を行う者）となった場合 (15) 児童の父母の遺棄等により児童の父母以外の者（祖父母、叔父叔母、兄弟等）が児童の監護をすることとなった場合 (16) R6 年度制度改正により新たに受給資格者となる場合	認定請求書 （新たに児童手当の支給を受けるための手続き）	①届出者(窓口に来る者)の顔写真入り本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証 等） ②申請者名義の振込先がわかるもの（通帳、キャッシュカード 等） ③申請者の健康保険の資格情報が確認できるもの（健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナンバーポータルの資格情報画面 等）（3 歳未満の児童を監護している場合のみ） ④申請者と配偶者のマイナンバーカードまたは通知カード ⑤高校生年代以下の児童および大学生年代の者のマイナンバーカードまたは通知カード（高校生年代以下の児童および大学生年代の者の住民票が大分市外の場合のみ） ※④⑤は届出者の本人確認書類と同意がある場合は、市で確認するため、省略可能です。

【重要】

- ・上記(1)～(15)については**事実発生日（出生日、転出予定日、児童を養育し始めた日等）の翌日から15 日以内に手続きをしてください。手続きが遅れた場合、手当を受給できない月が発生する場合がありますので早めの手続きをお願いします。**なお、添付書類等がすべて揃っていない場合も申請を受け付けることができます。

上記(16)については R6 年 9 月 30 日までに手続きを行ってください。（締切を過ぎた場合には R6 年 12 月の支給に間に合わないことがあります。）

- ・公務員の方（法人等へ派遣されている方や職員団体の専従職員を除く。）は勤務先で手続きを行ってください。

状況	添付書類等
申請者と高校生年代以下の児童が住民票上別世帯の場合	●別居監護申立書 ●児童のマイナンバーカードまたは通知カード ※児童の住民票が大分市外にある場合のみ必要です。（通知カードは氏名、住所等の記載事項が住民票と一致している場合に限り利用可能。） ただし、届出者の本人確認書類と同意がある場合は、市で確認しますので、マイナンバーカード等は省略できます。
大学生年代の者について、申請者が監護相当の世話および生計費の負担をしている場合 ※第3子加算のカウント対象者の申請にかかる書類	●監護相当・生計費の負担についての確認書 ●大学生年代の者のマイナンバーカードまたは通知カード ※大学生年代の者の住民票が大分市外にある場合のみ必要です。（通知カードは氏名、住所等の記載事項が住民票と一致している場合に限り利用可能。） ただし、届出者の本人確認書類と同意がある場合は、市で確認しますので、マイナンバーカード等は省略できます。
児童の父母が離婚協議（調停・裁判）中で別居しており、児童と同居している者に受給者交代する場合	(1) 住民票上でも父母が別世帯となっている場合 ●離婚協議（調停・裁判）中であることの申立書 ●離婚協議（調停・裁判）中であることを確認できる書類（①または②） ①離婚協議申し入れにかかる内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状の写し（夫婦関係調整申立事件（離婚）のもの）、家庭裁判所における事件係属証明書（夫婦関係調整申立事件（離婚）のもの）、調停不成立証明書（夫婦関係調整申立事件（離婚）のもの）、公的機関から発行された書類（離婚裁判にかかる控訴上の副本）、弁護士など第三者により作成された書類（弁護士から申請者に宛てた離婚協議の進捗状況にかかる報告書 等 ②離婚協議中であることの申立[配偶者用] 現受給者直筆、現受給者の本人確認書類（運転免許証等）が必要 (2) 住民票上では父母が同世帯のままの場合 I 現受給者が住民票と異なる住所地にいる場合 ●上記(1)と同様の書類 + 市から現受給者へ居住実態確認(電話等) II.申請者および児童が住民票と異なる住所地にいる場合 ●上記(1)と同様の書類 ●申請者および児童の居住実態が確認できる書類（①②両方） ①請求者の居住実態を確認できる書類 例) 公共料金の請求書（領収書）、賃貸借契約書の写し、その他請求者宛ての郵便物 等 ②児童の居住実態を確認できる書類 例) 賃貸借契約書（児童氏名のあるもの）の写し、その他児童宛ての郵便物 等 ※(2)の場合、父母や児童の居住実態の確認ができない場合は、受給者交代はできません。

状況	添付書類等
児童の父母が離婚・別居しており、児童と同居している者に受給者交代する場合	(1) 住民票上でも父母が別世帯となっている場合 ●離婚に伴う受給者交代の申立書 (2) 住民票上では父母が同世帯のままの場合 I. 現受給者が住民票と異なる住所地にいる場合 ●上記(1)と同様の書類 + 市から配偶者へ居住実態確認(電話等) II. 申請者および児童が住民票と異なる住所地にいる場合 ●上記(1)と同様の書類 ●申請者および児童の居住実態が確認できる書類（①②両方） ①請求者の居住実態を確認できる書類 例) 公共料金の請求書（領収書）、賃貸借契約書の写し、 その他請求者宛ての郵便物 等 ②児童の居住実態を確認できる書類 例) 賃貸借契約書（児童氏名のあるもの）の写し、その他児童宛ての郵便物 等 ※(2)の場合、父母や児童の居住実態の確認ができない場合は、受給者交代はできません。
離婚後、父（母）が子を監護（児童手当を受給）していたが、子が母（父）の世帯へ転居し、受給者交代する場合	●その他申立書 【例文】〇年〇月〇日付で離婚し、元配偶者〇〇が子△△の監護をしていましたが、〇年〇月〇日付で子△△が転居し、私と同居となり、現在は私が監護しているため、児童手当を申請します。 ※住民票の異動が確認できない場合は原則受給者交代不可。
家庭内暴力等により児童と避難している者に受給者交代する場合	(1) 母子生活支援施設に入所している場合 ●DVにより避難していることの申立書 ●入所証明書 (1) 母子生活支援施設に入所していない場合 ●DVにより避難していることの申立書 ●申請者および児童の健康保険の資格情報が確認できるもの（健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナポータルの資格情報画面等）（加害者の扶養に入っていないもの） ●婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」または 裁判所発行の保護命令が出ていることが確認できる書類 または 住基支援措置をかけていることが分かる書類
現受給者が刑務所に入所（未決拘留含む）し、受給者交代する場合	●その他申立書 【例文】配偶者〇〇は、現在刑務所に入所中であり、子□□の監護は一切私がしているため、児童手当の請求をします。 ●在所証明等、刑務所に入所していることが確認できる書類

添付書類等（状況により異なります）

青字は様式があります

状況	添付書類等
現受給者が児童を遺棄した、または現受給者が行方不明・生死不明の場合	●その他申立書 【例文】現在、配偶者◎◎は行方不明（生死不明）で、一切連絡もなく、子〇〇の監護は一切私が行っているため、私が児童手当を申請します。 ●児童を遺棄したことが確認できる書類（置き手紙等）、行方不明（行方不明者届等）や生死不明（海難事故の証明書等）を確認できる書類 ※行方不明、生死不明の場合は認定までに時間を要します。（状況が変わる可能性があるため） ※受給者交代の場合の現受給者の資格消滅時点 ・児童遺棄の場合 … 遺棄した時点 ・行方不明の場合 … 1年間なんら連絡がないまま経過したときは、家を出た時点あるいは音信不通となった時点 ・生死不明の場合 … 死亡の原因となるべき危機に遭遇した場合でその後3ヶ月生死が明らかでないときは、船舶が沈没したとき、またはそのほかの危険が去った時点
現受給者が死亡し、未支払の手当がある場合	●未支払請求書 ●支給対象児童名義の普通預金通帳
児童手当の受給者と婚姻し、当該者の子と養子縁組を行い受給者交代する場合	● 養育申立書
主たる生計維持者の変更により、父母等のうち所得が高い者へ受給者交代する場合	●その他申立書 【例文】これまで配偶者〇〇が受給していましたが、私△△の所得の方が高くなったため受給者交代します。 ※現受給者に対して受給者交代の了承確認ができるまで交代できません。
配偶者が国外在住（日本国内に住民票がない）の場合	●その他申立書 【例文】配偶者〇〇は現在、国外（国名：◎◎）に滞在中（日本国内に住民票を置いていない）ため、私が児童手当の申請をします。
現受給者が国外転出することとなり、国内に残った配偶者等に受給者交代する場合	●その他申立書 【例文】これまで配偶者〇〇が受給していましたが、〇年〇月〇日付け国外（国名）へ転出予定のため、受給者交代します。
国外在住だった児童の父母等が、帰国して大分市に住民票を置いた場合 ※父母両方または片方の所得が確認できない場合 （1月1日国内非居住）	●その他申立書 【例文】私と配偶者〇〇は××年1月1日現在国外（国名）に居住していたため、（日本国内に住民票がなかった）ため、日本で所得の申告をしていません。
申請者が外国人で続柄が「縁故者」となっている場合	●その他申立書 【例文】子□□は私と配偶者〇〇の子で間違いありません。 ●在留カードやパスポートの写し（父母子全員分）
請求者が未成年後見人の場合	●児童手当の受給資格に係る申立書（未成年後見人） ●未成年後見人の記載がある戸籍謄本

--	--

添付書類等（状況により異なります）

青字は様式があります

状況	添付書類等
請求者が父母指定者の場合	●父母指定者指定届 ●父母の国外居住状況がわかる書類（戸籍の附票 等）
児童の父母の遺棄等により児童の父母以外の者（祖父母、叔父叔母、兄姉等）が児童の監護をすることとなった場合	●養育申立書
離婚後 300 日以内に出生（児童の住民票がない場合）の場合	●その他申立書 【例文】子□□は離婚後 300 日以内に出生したため、住民票や戸籍がありませんが、現在、住所〇〇〇〇〇にて私と同居しており、私が一切監護しているため、児童手当を申請します。 ●出生証明書
高校生年代以下の児童または大学生年代の者が国外に留学している場合	●児童手当に係る海外留学に関する申立書（児童用） または ●児童手当に係る海外留学に関する申立書（児童の兄姉等用） ●留学の事実がわかる書類（在学証明書等で、留学者氏名、留学先の教育機関等の名称及び留学開始年月日が記載されているもの） ●留学前の国内居住状況がわかる書類（戸籍の附票、国内の学校における在学証明書 等） ●翻訳書（書類が外国語で記載されている場合で、日本に居住する第三者（親族以外）の方が訳したもの）

※上記以外にも状況に応じて添付書類等が必要となる場合があります。